

校史雜鈔 一冊。日本史稿本校正に付きての雜錄なり。例始考 一冊。日本史に據りて。事物の濫觴を鈔出せしものなり。

歴史紀元考 一冊。日本史本紀中。紀元の書法を西土の史に據りて考へたるものなり。

日本史撰者考 一冊。本紀列傳の起草者。及校合者の姓名を舉げて。何帝紀は誰。某列傳は誰と云ふことを詳にせり。江館書目。大日本史修名錄一冊とあるもの。蓋し同書なるべし。

日本史引書通考 凡二冊。紀傳の引用書目を鈔出せり。又伊呂波類聚日本史引用書目一冊あり。

紀傳再見隨筆 凡二冊あり。江館書目に見ゆ。國史校訂案 又江館書目に見えて。一冊あり。

禮儀類典編次書目 一冊。類典引用の書目にて。其の著者冊数をも。詳に記したり。

禮儀類典引用書年月鈔 凡十冊。類典に引ける日次記の名を舉げて。其の書に見ゆる限りの年月を表出せしものなり。

禮儀類典縣召除目姓名鈔 一冊。類典中縣召の條なる人名を鈔録せしものなり。

太平記方域考 一冊。太平記中の地名を鈔出して。五

諸記録出自目錄 一冊あり。

所藏記録考 一冊。零碎の日次記を舉げて。其の出所及記者等を考へたり。

近代墓誌銘 一冊。元祿八年成る。

萬姓考證 凡二十六冊。六國史に見えたる姓名を。伊呂波字に分ちて類纂し。出典及其の卷數を注したる。

人名考 正史雜史に見えたる人名を鈔出せしものにて。續日本紀八冊。日本後紀。文德實錄各一冊。三代實錄。今刪逸して。一四。東鑑十三冊。類聚東鑑。保元平治物語。平家物語各一冊。源平盛衰記三冊。保曆間記。承久記各一冊。太平記四冊。應永記一冊と爲す。

諸國郡村名記 凡九冊。地圖に就きて。五畿七道諸國の地名を鈔出類聚せしものなり。但東海にて下總常陸。東山にて信濃上野陸奥。北陸にて加賀越中。山陰にて丹波因幡伯耆出雲。南海にて伊豫土佐。西海にて筑豊日隅薩二島を闕く。

諸家所藏文書 凡七冊あり。諸家近代の舊記を輯録せり。

諸家藏書纂 一冊。水戸家士片岡三八郎以下十家の舊記を纂録せり。

諸社緣起文書纂 凡八冊。第一は靈安寺。御靈明神。熱田大神。嚴島明神。第二は在柄

畿七道に分記し。其の所在を明にし。張數を加へたり。戰場考 一冊。太平記梅松論等諸書に據りて。古戦地の名を鈔出して。五畿七道に分類し。一々出典張數を附したり。

花山院宗像神社記 一冊。京師花山院なる宗像社の考なり。其の表題に。宗像記考。安積覺井上立桐とあれば。二氏の考へたるものにもやあらむ。

常陸佐波神社記 一冊あり。

常陸倭文神本縁 一冊あり。

常陸三十六社考 一冊。

敬神錄料 十六冊ありて。彰考館員録す。

館僚除目略系 一冊ありて。彰考館員轉除の例を書す。往復書案 凡六百三十六冊あり。江戸水戸彰考館諸學士。修史に就いて。往復せし書簡なり。藤田幽谷修史始末著述の時。整理せしものなりと聞けり。然るに。今館庫には。一冊も存するものなし。

校訂公卿補任 群書を參考して。公卿補任を校正せしものなり。

公卿補任索引 二冊あり。

職事補任補闕 一冊あり。

諸寺文書纂 凡十冊。第一は彰考館丁亥罹災。今存せず。第二は勝尾。金剛。西琳。大野。天龍五寺。第三は大徳。金蓮二寺。圓覺寺内黃梅院。益州稱名寺。紀州粉河寺。第四は江戸傳通院。常州金沙山。第五は伊勢釋尊寺。常陸福泉寺。京師遍照心院。第六七八は醍醐三寶院。第九は大樹寺。第十は大樹寺及富士西山の文書を集めたり。

吉田社文書 凡二冊。茨城郡吉田神社の文書を集めたり。

藥王院文書 凡五冊。茨城郡吉田村藥王院所藏の文書なり。其の末尾に。大寶八幡宮の文書を附載せり。

泮林年表 一冊。弘道館教授。助教。訓導。管庫等の姓名を。年月に繋げて列載し。其の下に任免賞罰録賜等を注し。上は天保元年に起り。下は明治三年に終る。

附言。余成童。始めて弘道館に入りて。業を受けしが。

幾ばくならず。廢藩の令下り。館を閉づるに會ひて退けり。抑も本館教育の大綱は。館記之を明にし。述義之を悉くせり。然りと雖も。其の細目に至りては。余が輩在學日淺き者の。善く知る所に非ず。常に以て遺憾とせり。頃者洋林年表を得て。開館以來教職の略歴を知り。心私に悦べり。又一書を續きて。始めて館中の細規を知るを得たり。其の書に云ふ。弘道館は。文武二館に分れて。文館には。居學講習寄宿等の寮ありて。講習別局之に屬す。初め句讀寮を置きしが。後之を廢し。素讀生をして。皆私塾に入らしめ。塾師を教職に准へたり。後又私塾を停め。教職をして。皆塾を置かしむ。是に於て。諸士以上の子弟。年十歳に至れば。必ず家塾に入り。書を讀み字を習ひ。十五歳の頃。素讀了へし者は。孝經論語等の講義を試み。略文義に通ずる者を選びて。講習寮に入らしむ。其の課業の日数は。身分に應じて。多少あり。其の自分の極めて貴き戸主及嫡子は。一月の内十五日以上。至て賤しき者の二三男及弟は。八日以上とし。其の三十歳以上四十歳以下及日勤の者亦其の身分に隨ひて。半減す。而して生徒始めて文館に入る者を。會讀生とし。經史の講讀を課し。文義既に通ずる者を選びて。輪講生とし。更に其の優等なる者を選び。居學寮に移して。之を居學生と稱し。群書を縱觀せしむ。年二十に至り。講習寮

に入るべき學力を有せざる者。は特に講習別局に入ることを許して。軍書雜史の類を通讀せしめ。又小性寄合組並布衣以上三百石以上の嫡子は。十八歳より二十四歳までは。毎年三十日間。必寄宿寮に入れて。日夜研習せしむ。武館には。兵學。軍用。劍術。槍術。居合。薙刀。柄太刀。柔術。馬術。射術。砲術等の科ありて。水術火術は之を館外に置けり。火術とは。烽火。火箭の術を云ふ。武技は流派日に分れ。互に門戸を立て。短長を争ひ。流弊極めて多かりしかば。其の相近きものを合せて。一ト爲し。薙刀に於ては。常山流を創め。砲術に於ては。神發流を創め。諸流と共に之を學館に用ひたり。此の他歌學天文數學音樂及軍事等の諸局も。亦皆館中に設けたり。凡生徒は午前に文を學び。午後には武を習ふ。毎月三十八五十の日。國老番頭。或は執政等。學館に來り。私試を行ふ。即ち文は覆文譯文。武は槍術等なり。秋季には文武の大試ありて。藩主之に臨めり。其の文藝武技の優等なる者は。職を進め。俸を加へ。金帛を賞賜せり。嫡子四十歳に滿ちて。始めて職に補するの舊例を破りて。四十を待たずして任用するあり。二男以下に。別に慶米を給するあり。又怠惰生の爲に。奪職降等増課等の法を設け。之を黜罰す。増課とは。日課十五日の者を改めて。三十日とするの類なり。と見ゆ。是れ其の大略なり。

祝文纂

水戸徳川家にて。祖廟に告げたる祝文を集めしものにて。一册あり。

肅公送葬略儀節

凡二册あり。肅公の葬儀を記す。此の他江館書目に。端懿夫人葬儀注一册。文公儀終錄三册。智仙院葬儀注二册。武公儀終日錄附錄稿。淨生院夫人葬儀注。二册。麻呂葬儀留。三册。麻呂葬儀注。唯姫葬儀留。惣姫葬儀留。二册。麻呂葬儀留。賢姫葬儀留各一册あり。余未だ其の書を見るを得ず。姑く此に附す。

廟祭儀式

一册ありて。水戸徳川家祖廟致祭の儀式を録す。又此類に廟主配附儀。木主牌子書式。各一册あり。此の他彰考館新撰目録に見ゆるものに。禮樂疏。釋奠儀。啓聖公詞記。釋奠儀詳解。改定儀注詳解。祠堂時祭詳解。墓祭詳解。遷柩詩稿。揚朱考。西山過去帳あり。

水戸諸寺鐘銘集

二册。義公の尊感にて。水戸領内の寺院にて。梵鐘を鐺る時は。必ず其の銘文を彰考館に出して。其の添削を受くべきものと定めたり。此の書は。即ち其の成規に従ひ。諸寺院より出したる鐘銘を。館員の塗抹改竄したるものなり。

水戸領寺院鐘銘目錄

一册。水戸府下及太田松岡武茂南四組の鐘銘目錄にて。其の撰者をも録したり。

西山紀聞

一册。義公に西山に謁して。言上せし人々の談話を輯録せり。

久昌清規

一册。祝讀。報恩。勤修。祭禮。葬亡の五章に分ちて。久昌寺の行規を記したり。

類字忌日考

二册。寶曆中新補とあり。水戸徳川家一族の忌日を。搜索し易からしめむ爲め。其の姓名を伊呂波に合類せしものなり。

近代押譜

寶曆十三年成る。凡二十卷。叙目一卷を加ふ。其の書元和以來の押字を集めしものにて。もと成公の志なりしを。良公繼ぎて之を成す。即ち源信賢の奉命撰なり。信賢は松雲窩と號す。然れども。其の姓氏を詳にせず。其の目次を舉ぐれば。第一は帝王親王。第二は攝家。清華。羽林。地下。第三は將軍。第四以下は列侯。第十四以下は高家。第十八は尾紀常駿甲重臣。第十九は陪臣。第二十は醫者。隱逸。處士。釋家にて。又古押拾遺一卷を加へて。邦高親王以下三十三人の押字を輯む。

赤城睡鉄

凡五册あり。印譜なり。小宮山桂軒の序文にて。吾藩元老備州刺史君。學を好み。古を嗜み。嚴佛宣が秋間戲鐵に倣ひ。書を著して。赤城睡鐵と曰ふとあり。備州刺史は中山備前守なり。されど其の實名を詳にせず。

對策

一册あり。岡井瓊。青山延子。大竹親從。藤田克

中。會澤安。鶴飼泰祐。森篤恒。飛田勝。秋山盛敏。宇佐美充。森篤義。鈴木宜尊。小林恭。久米博高等の對策文を輯めたり。

廢佛問答

一册。烈公排佛の政を非難せる者を論駁したる書にて。天保十五年四月十日。榮樹園主人誌となり。榮樹園主人は。何人なるを知らず。書中烈公の詩を載せて。空門三寶教。久爲吾國憂。腐儒六經說。非復洙泗流。彝倫無人叙。何以護神州。永懷不可寐。長夜何悠々。とあり。姑く此に附す。

水戸諸士宅地圖

一枚。水藩諸士の宅地圖にて。一々姓名を列記せり。高倉榮。之を以て明曆以前の圖なるべしと考へたり。

水戸板久領圖

一枚。行方郡潮來村の圖なり。此の他水戸藩譜力秘藏の圖九十餘種あれど。一々擧ぐるも煩しければ。今は之を省きたり。

常陸孝子傳

一册。行方郡玉作濱村百姓備作以下數人の傳記を集めたり。

新詩品彙

二册あり。分ちて天文。時令。附財。贈答。閨情。悼亡。賀。雜の八目と爲し。人見林塘。辻端亭以下數十家の詩を集めたり。其の名又彰考館新撰目録に見ゆ。

香玉詠藻

一册あり。法光院哀文夫人の歌集なり。彰考館新撰目録に出づ。以下五部亦同じ。

看花和歌唐律

一册あり。西山公及儒臣看花の詩歌を輯めたり。

荏露遺響

二卷。寶永三年成る。義公薨去を哀悼して。摺紳家並藩士等の咏み出で作り出でたる詩歌文章を輯録せり。

常山聯句

一册あり。西山公及儒臣等の聯句を輯めたる。

聯句纂

一册あり。肅公の時の聯句なり。

詞林聯芳

凡三册。義肅二公。及家士の詩歌を纂録せり。

神崎八景詩

一册。神崎寺は水戸城西に在り。八景は丸山早櫻。封出流雲。仙波涼月。筑波霽雪。蓮池板橋。妙法瀑泉。綠岡蒼松。笠原紅楓にて。寺僧某。安積老牛に謀りて。定めたるものなりと云ふ。此の書は。即ち其の八景の詩を四方の文人學士に請ひて。之を集めしものなり。

久昌院法樂和歌

一册。元祿六年成る。

祐養園詩歌

一册。祐養園は。水戸城西廣岩井に在りて。鈴木勇山隱栖の地なり。勇山諱は重時。三郎左衛門と稱し。義公に仕ふ。此の書は。園中十三景を咏吟せし詩歌を集めしものにて。卷尾に。勇山七十賀の詩歌を附載せり。

史館先賢詩真蹟 七帖あり。安積澹泊大串雪瀧以下數

十家の眞蹟詩章を輯めたり。

樂乎集

一册。享保十五年成る。小宮山桂軒岡井滄浪以下九人唱和の詩集なり。桂軒の序文に。享保十四年冬。諸子と約して。屢推筵を設け。唱酬音樂。式て燕し。式て歌ふ。其の才敏學優。善く華音を解する者を。岡滄浪岡井郡と曰ふ。剛直慷慨。雖乎不拔者。秋眞父秋山八大夫と曰ふ。簡嘿拘らず。好みて毫を揮ふ者。川東漢と曰ふ。沈毅學を嗜み。括たる其の器を懐く者。増滄洲増子と曰ふ。孝敬篤信。善く新曲を歌ふ者。河菊泉河合と曰ふ。風流都雅。兼て絃歌に通ずる者。橋得山橋五と曰ふ。其の餘を藤藤吟小と曰ひ。置置彦と曰ふ。皆得易からざるの才なり。と見えたり。

復古會詩集

凡四册。徳田錦江富田長洲等三十六人相謀り。詩道を興すの意にて。復古會を始めたり。此の書は即ち毎會の詩作を纂めしものなり。

詠梅佳什

一册。梅花の詩なり。谷鬼谷の評點あり。其の評語によれば。水戸侯の作るに似たり。

三秋漫遊風雅

一册ありて。江戸彰考館員。郊外に遊びて作りし所の詩を集めたり。

仁館唱和詩歌

一册ありて。江戸彰考館唱和の詩歌を輯めたり。

銀海波瀾

一册。享和三年仲冬大雪。史臣等史局に會して。韻を分ち詩を賦し。此の書を成す。

志加麻

一册。文化十一年。茨城郡酒門村善重寺に於て。春の歌合あり。判者には立綱なり。此の書は。其の判詞の當らぬ由を論辨したり。論者は東海白鷗とあり。

琴書亭侍宴詩

一册。文化十四年。哀公彰考館員を後樂苑琴書亭に延いて。書を講せしめ。宴を賜へて。園中の勝景を賦せしむ。此の書は。即ち其の時の詩作を集めしものなり。

詩歌管絃

一册。文政三年。哀公近臣四十二人を後樂苑誦德亭に集めて。詩歌管絃の雅遊を催したり。此の書は當時吟吟せし詩歌。及樂曲の名を擧げたり。

寄月懷舊

一册あり。文政五年。武公七回忌に味進せし人々の歌を集めしものなり。

文波摺藻

一册あり。天保四年四月。烈公在國。家士の文辭ある者。及音律を曉る者を召し。詩歌管絃三船を廣浦に泛べて。永保西河の雅遊に倣へり。此の書は。其の時の詩歌及管絃の目を録したるものにて。序は會澤正志。跋は川口綠野記したり。

遊梅莊詩

一册。天保六年。江戸彰考館員遊梅莊の作あり。水戸館員之に和し。積みて此の書を成す。

畫舫拾月

一册。天保十一年九月十三日。烈公彰考館史臣を率。舟を廣浦に泛べ。月を賞す。其の時

の詩歌を集む。

庚子賜宴詩

一冊。天保十一年。烈公近臣を彰考館に遣し。雁及酒を史臣に賜ふ。此の書は。即ち其の謝恩の詩作を集めたり。

春雲雁字

一冊。天保中。烈公彰考館に臨み。宴を賜ふ。館員韻を分ちて詩を賦し。其の盛事を述ぶ。其の詩を輯めて。此の書を成す。

勝倉狩詩

一冊。烈公那珂郡勝倉に狩して。獵場の作あり。隨て和するもの百餘人。集めて此の冊子を成す。

向岡賜宴詩歌

一冊あり。烈公文人を會して。宴を向岡に賜ふ。其の時の詩歌を集めたり。

弘道館課詩

一冊。春雪花下歩月の二題を課して。弘道館學生を試みたる。其の詩を集めたり。

課題詩文稿

凡二冊。弘道館學生課試の詩文を輯録せしものなり。

豊舍宿題

暮秋題楠公畫像の二題を以て。弘道館學生を試みし。其の詩を輯めたるものにて。一冊あり。

弘道館歌

一冊あり。

弘道館梅花詩歌

二冊。烈公弘道館を營建して。落成を告ぐるや。廣く詩歌を士民に徴して。之を館内の障子及承塵の上に貼村せり。此の書は。

即ち其の詩歌を集めしものなり。

倭書局賜宴和歌

一冊。八洲文藻編輯功成りて宴を賜へりし時。其の席に列りたる人々の味歌を集めしものにて。西宮宣明の序を加へたり。

和書局櫻花和歌

一冊あり。

和書局和歌

一冊。

和書編集所開宴和歌

一冊ありて。天保七年成る。

湖亭吟草

一冊。嘉永六年三月望。學士文人。好文亭に相會して。吟味せし詩歌を集めたり。

歳旦詩歌

彰考弘道二館員等。毎歳首上りし詩歌を集めたる書にて。凡二十四冊あり。

隈田川道之記

一冊。墨院觀花の記なり。其の標題に御座中様御作とあるを。文義に合せ考ふれば。烈公文明夫人の書し給へるものにもやあらむ。

頌壽吟咏

一冊。文久二年。會澤老八十一誕辰に。門人子弟相會して。寶筵を開きて。先生を祝し。各壽詞を呈して。寺門先行其の序を作る。

文淵餘波

一冊。安政五年。國友善庵。茅根寒綠。寺門先行。三人奉命。中山藩老の第に詣りて經を講す。講畢りて置酒。古詩雜文を作りて。其の志を伸ぶ。後文久二年。先行其の序を作る。

くの木の教

一冊。景山公子の意にて。道義に關する

侍士の國文を集めたり。

鳥羽田流和歌集

一冊。良公の時に。鳥羽田總衛門とて。ざれ歌をよむ者あり。公履之を召されたりとぞ。此の書は。文政九年。或人總衛門の歌を集めて。冊子とせしものなり。其の中に大なることを咏めと。人の云ひければ。富士山に腰うちかけて大そらを。笠にすれども耳は隠れず。とよみたる由など見えたり。

英勝院大夫人事記

一冊あり。英勝院。諱は勝子。太田新六郎康實の女にて。東照公の侍姫なり。

八重姫君婚禮記

凡三冊。婚禮は。元祿十年の事なり。附録一冊あり。

鶴千代君登城記

一冊ありて。元文元年。良公世子たりし時。大將軍有徳公に謁し。偏諱を賜はりし事を録す。

大夫人入輿記

一冊あり。哀公の峯樹院夫人を迎へし時。諸大名よりの獻物。幕府よりの贈品を録して。入輿後供膳等の事に及ぶ。

御宮正還宮次第

一冊。御宮とは。常磐山東照宮の事なり。

政府書記案

凡十六冊。水戸家年寄部屋の記録を。類聚せしものなり。

監察府書記案

凡十三冊。水戸家目附方の記録を。年月に繋げて集めたり。

水府諸役相續記

凡十四冊。藩初以來。諸役員任免轉除の事を録す。續篇二十一冊。新篇一冊ありて。元治元年に至る。

水戸分限帳

一冊ありて。水戸家士の知行高を録す。又水戸諸士食邑數目と云ふもの一冊ありて。水戸家士慶安中の祿高を記せり。

以呂波類聚諸士役録

一冊。伊呂波を以て水戸家士を分類し。其の祿高を記して。檢出に便ならしむ。

寛永中郡廳古書

一冊。水戸家士知行割を書したり。

甲冑御目見姓名

一冊。天保八年。烈公後樂苑琴講亭に。東照公の遺物を陳列し。甲士を率て。之を拜觀せり。後以て例と爲す。此の書は即ち八年より十一年に至るまで。其の儀席に列したる諸士の姓名を録せり。

會朝儀略

一冊。水戸侯登場の儀節を記したり。

寛永年中御規式次第

一冊ありて。水戸家士謁見の順序を録す。此の他寛文八年御規式次第。延寶六年新正謁見官班。元祿中御規式帳。寛延二年水戸御役人職席。水戸御格式帳各一冊あり。記

す所大抵上に同じ。

寺社御目見順書

一册ありて。天保四年。寺僧社司謁見の次第を記せり。

小納戸筆記

一册。水戸家中行事を始として。小納戸役の心得べき事を録したり。

御徒役勤方筆記

一册ありて。水戸家御徒役勤務の次第を記したり。

常州水戸領産物

一册。元文元年。茨城那珂久慈多珂新治鹿島行方七郡の産物を輯録して。郡奉行所より上り。

下野水戸領産物

一册。元文元年。松岡彦内より那須郡の土産を録せしものなり。

與力衆親類書留帳

一册。萬治三年。白井忠左衛門附屬與力の親族を録せしものなり。

川守家格

一册ありて。水戸領下玉里村鈴木氏の由緒を録したり。

古今稅務要覽

一册。正徳六年成る。萬治元年より正徳五年まで。水戸領内田方附荒總平均取損盛高下の辨断なり。

御廣間取次第

一册。戸祭門之允の録上せしものなり。

死刑除日議

一册。水戸侯九族の内。其の親疏を考へ

て。詳忌日に死刑除日を立つべきと否やとを議定せしものなり。

青社遺範

一册あり。水戸家代々施政の流例を録したり。

水戸補任考

一册。元禄十五年。幕府より水戸侯の任官叙位を問はれたるに答へし書なり。

伊東喜太郎賜盡記

一册。喜太郎は水戸家士なり。安永九年。友人中山左近を殺害して奔走す。後天明三年に至り。遂に囚れて死を賜ふ。

此の書は即ち其の事の始末を記したり。是の時切腹檢使の流例を檢出して。鈔録せしもの一册あり。伊東喜太郎切腹檢使勤方留と云ふ。

御祭禮騎馬鏡

一册。寛文十二年より。元禄十四年に至るまで。常磐山東照宮祭禮の行列に加はりたる騎士の姓名を記して。甲冑の形色より祿高に及ぶ。

御祭禮騎馬姓名錄

一册。常磐山東照宮の祭禮に供奉せし騎士の姓名。及其の事に關する時々の令文を載録せり。

武藝上覽

一册。寛政三年。水戸侯。家士の武術を點檢せり。此の書は。即ち其の時の諸士姓名。及師傳を録したり。

神發流大砲一隊調練式

一册あり。砲兵隊の組立及

転引等の事を録す。

水戸諸渡物定法

一册。家士本祿の外なる渡り物。並五分。役金取立の事を録す。其の目次は。合力騎馬航金。小普請金。御役金。薪錢渡り。駄賃。旅籠錢渡り。知行取。江戸扶持御役料の八事なり。

水戸條目

四册ありて。時々の布令を集めたり。

普請帳

凡三册。水戸家營作の方を録す。

標物帳

一册あり。水戸家にて用ふる所の儀仗を録して。一一其の圖幅を掲げたり。

萬千代君古帳

一册。武田萬千代君家士の祿高。及其の知行地の事を書したり。

水府古簡

一册。吏員往復の書簡を集めたり。

水藩古券

一册あり。水戸家の古腰券なり。

御朱印案文

一册。水戸家に於て。社家士等へ。朱印を居るて下すべき文案を集録せしものなり。

宍戸領申渡書

一册。開卷第一に。宍戸領神社へ布令せし一條あるを以て。かくは名つけたり。

然れど其の實大抵水戸領内神社佛寺へ布達せし文案を輯めしものなり。

西山公書案

一册。西山公贈答の手簡案文を輯めた

水戸御用留

一册。天明四年の公用記なり。

江戸御用部屋留

一册。水戸家江戸御用部屋承應三年正月より。明暦二年七月に至る迄の公用記なり。

將軍家令條

二卷。烈公の命によりて。幕府令條より金銀に關するものを集録せし由。書中に見えたり。

御領内鎮守開基帳

凡十五册。寛文三年。水戸領内神社にて。第三以下は佛寺なり。

附言。寛文三年。鎮守開基帳を作れるは。何のゆゑぞ。蓋し義公大に神社の掃清を期し。僧祝の淘汰を行はむとするが爲なり。果熟六年に至りて。封内の新寺を毀ち。流祠を廢し。無頼の祠人を除去し。破滅の僧徒を放逐せり。其の廢毀する所を考ふるに。眞言宗一千四百八十六寺。天台宗二百五寺。臨濟宗三十八寺。曹洞宗一百三十五寺。淨土宗一百六寺。淨土眞宗六十八寺。法華宗三十八寺。時宗十三寺。山伏二百八坊。社人十八處。神主八十處。禰宜六十七處。行人二百三十二處。市子六處なりと云ふ。廢毀の數斯の如く多くして。怨憤の聲。一も聞えざるものは何ぞ。蓋し條理備はり。措置宜しきを得たればなり。其の布令の一節に曰。總べて諸家共に。在々所々に至る迄。其の所に過ぎて。

小寺多有之付。檀方分散して、古跡大寺及衰微。寺々も渡世難。成間。可。然學僧は不三住居。況其外の小寺共には。無智凡下の愚僧のみにて。法外の僞仕。僧共俗共不分。民を迷し。國の費をなし。風俗の過となるに付。無益の小寺共。今度被。遂。御穿鑿。破却被。仰付候也。佛法相續鄉村の人民。滅罪の爲。其有謂之寺。今就。被。立。置。之。右破却寺の餘地を。其寺々相應御増被。下。右の檀那共。相殘寺へ悉被。仰付。也。右の破却の小寺坊主の内。病衰或は不三行歩。老體の者。其庄屋組頭等。急度差。穿鑿。虚實を糺し。於。無。僞。は。奉行所へ訴へ。奉行所の下知次第に。其向寄の寺へ預け置。可。致。介。抱。其品により。郡奉行代官より。少々扶持の品も可有之事。右の通。破却被。仰付。小寺共。家財の儀は。坊主へ被。下。候。路。錢。等に仕何方へも心次第に差候共。又は致。還。俗。度。存。者。は。渡。世。貯。にも可。仕。候。還。俗。仕。候。は。渡。世。の。品。により。居住所。仰付。可。被。下。事。と見えたり。是れ即ち廢毀の事。容易く行はれて。怨憤の聲なき所以なるか。録して以て此に附す。

鎮守帳 一冊。水戸領の神社帳なり。第一は城下及武茂。保内。松岡。南。野之上の五組にて。第二は太田。武茂の二組なり。
水戸修驗帳 一冊。文化二年成る。當時領内修驗。凡三

百七十三院あり。
故實響應記 凡二冊。文政五年春。哀公小石川邸に於て。紀伊大納言を響應せし時の記録にて。舞樂目錄。接待次第。供膳調理。調度の圖等を載せたり。明年春。亦其の式により。少しく減殺を加へ。高須侯並林大學頭等を。響應せし事を載せて。附録一冊を加ふ。

御代記 一冊ありて。慶長八年より。明和三年に至るまで。水戸家に關する事蹟を記述せり。
那珂海港疏通議 一冊あり。寛政八年。江戸馬口勞町。幸手屋長兵衛と云ふ者。願王となりて。水戸領那珂港を改築せむと請ふ。其の時の意見書。及港民の辨書等を集録せり。

淺田兄弟復讐紀事 一冊ありて。文政七年。小田原侯の小臣淺田鐵衛門次郎兄弟。父仇成瀧萬介を物色して。茨城郡磯濱村祝町に來り。之を擊殺したる始末を録す。

藤井村藤内明神祠官横塚氏斷絶紀事 一冊ありて。慶長中茨城郡藤井石塚。村互に秣場を争ひし時。横塚出雲。藤井村民を率。石塚村民の強ひて秣場に上り來りしを掩擊せしより。家名斷絶したる始末を記す。
兩金砂大祭前後記 一冊。東西兩金砂權境は。久慈

郡に在り。每七十五年。一大祭を行ふ定めにて。其の祭記により。年の豊凶を卜する事あり。此の書は。即ち天明二年より。文化二年までの豊凶を録したり。

湯津上邑石碑建立記 一冊。湯津上邑は下野國那須郡に在り。義公行實に。公葬て我邦の碑碣は。那須國造碑より古きはなきに。願廢殆と減せむとするを歎じて。之を修の玉ふと云へり。此の書は。即ち其の修理の次第を記したるものなり。

檜澤町付巡遊日記 一冊。元祿五年。義公檜澤町付を巡覽せし時の紀行なり。檜澤は那珂郡。町付は久慈郡に在り。
御園之記 二卷あり。上卷は。江戸小石川邸後樂苑の勝景及緣由を記し。下卷は文政九年。苑中に八幡社殿を造營して。祭祀を行ひたる由を録したり。卷尾に。文政九年十月廿九日。昌成記とあり。昌成は何氏なるを知らず。

喧嘩記 凡三冊。承應二年十月より。寛文十一年八月に至るまで。水戸侯江戸邸内外。及水戸府下に起りたる。争鬪殺害の事實を輯録せしものなり。
御改革訴訟實錄 一冊ありて。肅公の時。水戸領百姓等。清水仁衛門松並勘十郎の新法を厭苦して。之を直訴したる始末を録せり。

松並勘十郎入獄次 一冊ありて。御改革訴訟。松並勘十郎入獄次

第及中村雜記中松並父子に關する文を集録せり。
松並事述 一冊あり。松並勘十郎に關する記録を集めたる。

辨姦錄 凡二卷。文化十二年成る。元祿の末年より。水戸家に於て。諸事修大を好み。國用甚だ窮乏せり。清水仁衛門。松並勘十郎等。其の機に乗じ。相結托して。祖宗の憲令を破り。新法を立て。改革と號し。領民を聚斂すること。至らざる所なし。領民苦惱に堪へず。江戸に上り。其の苛政を訴へしより。奸謀悉く露顯して。奸人等遂に伏誅せし始末を記せり。附録一巻ありて當時の文書を收載す。

琉球船漂着始末 凡二冊。文政二年。水戸領川尻村に。琉球人の漂流し來りたる事を載せたる。

快風船涉海紀事 一冊あり。快風船は。義公の造る所に乘り。北島を探檢せり。此の書は。其の時の手記を集めて。冊子とせしものなり。
附言。雄風萬里。驚瀾空を衝き。怒濤大を蹴る。能く其の怒濤を破り。驚瀾を排きて。窮北荒漠の土に渡るもの。蓋し昔時に在りては。尤も難しとする所なり。義公斷じて之を下命し。與平次等努めて之を奉行す。公の希圖する所。與平次等の決意する所。豈尋常一様の

清急記聞

事ならむや。讀者宜しく之を察せられよ。一册。天保七年刊行す。其の書凶年飢饉に當り。飢乏を賑救せし人々の美談を集録せしものにて。餘財ある人の。之に倣はむことを望みたり。書中實名を著さず。唯太田日暮菴野果と題したり。太田は地名か。將姓氏か。未だ詳ならず。

明和鑄錢紀事

一册ありて。水戸領鑄錢の事を録す。附言。明和五年。久米村堀江權兵衛。太田村小澤九郎兵衛等相謀り。請ひて官准を得。錢座を太田村木崎坂下に創め。鑄爐九十七所を設けて。鑄錢の業に従ひ。之に與る小吏職工等凡四千人に餘れりと云ふ。隨ひて浮浪の徒太田に雲集じ。俄に繁盛の區となれり。然るに此の舉大に民利を害せしを以て。八年四月に至り。近傍の農民等數千人。一時に蜂起し。靜神輿を奉し。鑄錢場に來りて火を放てり。爲めに焚死する者二百人に及べりとぞ。此の時より。鑄爐を減じて二十四所となす。後安永元年十月に及びし。之を止めたりしが。其の十一月より。更にさらひ吹きと稱して。再び鑄始めたり。三年三月。農民又暴發し。凡四百五人。太田に來り。木崎に屯す。時に保内郷の民。亦近津神輿を振り。之に合して水戸に入り。訴ふる所あらむとす。水戸府下爲に騒然たり。然れども。其の事なくして。靜謐には歸したるなり。五年三月。錢座燒じせしより。

水戸上下町丁數調書

凡二册。上下町の町數戸數。及町名沿革等を録して。町役所より上りし書なり。

附言。水戸の地は。古へ那珂郡に屬して。常石吉田二郷に跨れり。中世吉田郡の起るや。其の内に。郡廢するや。永く茨城郡の所管となる。初め大塚氏の此の地に城くや。城下に士卒を聚めて。邸宅を興へ。商賈を招きて。肆業を開く。水戸の市街。蓋し此に起れり。大塚氏亡びて。江戸氏代り。江戸氏衰へて。佐竹氏之を略し。大に舊模を改めて。城市を調む。是より水戸の地名。漸く世に著れて。水戸侯の稱あり。水戸侯秋田に移るに及びて。永く徳川家の治所となり。金規模を

妄にして。區劃を正し。稱呼を改め。遂に常陸第一の都邑となる。明治中興。藩を廢し縣を置くや。又縣治を此に設け。軌道又鐵路を通じ。其の繁盛蓋し舊時に倍せるに似たり。而して此の地未だ一の市志あるを聞かず。實に昭代の遺憾とや言はむ。余前年栗里先生に屬して。新編常陸圖誌を校訂するや。新に郡名都邑。村落三篇。凡三十五卷を起稿し。行路。關梁。方言三篇に補ひ。郡圖。郷圖。古今沿革圖十餘枚を製定せり。其の都邑四卷は。水戸市にして。高倉逸齋の水府地理遺故錄。寺社便覽。石川桃溪の水府地名考等に據り。此の丁數調書に參して。之を草す。然れども成書の體。委曲詳悉を許さず。殊に今事に及ぶことを得ず。之を遺憾と爲す。嗚呼水戸古今の事迹を輯め。土地の沿革を詳にし。人事變遷のを考へて。一大市志を修めむとする人あらざるか。但し市史を欺き。市費を濫費して。自己を利かせむとする如き。偽物の出づるを。希はざるなり。

松岡道程帳

一册あり。里程の遠近を録せり。陣中略記 凡二册。元治元年九月。中根村に於て如水心府藩生由來。官軍并市川三左衛門野州へ下向高道祖合戰。下妻大合戰。諸生一同水戸表へ下向。藤柄合戰。賊徒港を乗取る。神勢館合戰の八篇にて。下卷は。二本松

彰考總目

凡三册。元祿四年成る。彰考館藏書目録にて。冊數及印本寫本の別を明にせり。第一二には題して彰考館和書目録と云ふ。即ち本朝の典籍にて。分ちて十二部と爲し。十二支を以て號とせり。子は神書。丑は史傳。寅は職官。卯は家乘。辰は詩文。巳は和歌和文。午は音樂。未は譜牒。申は雜家。酉は抄解。戌は佛書。亥は釋義書目なり。第三は題して彰考館漢書目録と云ふ。即ち西土の書冊にて。分ちて八部と爲し。八卦を以て號とせり。乾を經。兌を史。離を子。震を集。巽を類書。坎を雜書。艮を道。坤を釋と爲す。附言。士卒の逃散するは。部伍の法明ならざるに由りてなり。書籍の散逸するは。類例の法明ならざるに由りてなり。類例既に分る。時は。則九流百家。各條理ありて。散逸せむと欲するも。散逸する能はざるなり。故に漢の劉歆は群書を七略に總べて。集と云ひ。六藝と云ひ。諸子と云ひ。詩賦と云ひ。兵書と云ひ。術數と云ひ。方技と云ふ。班固が藝文志を修むるに及びては。則七略を祖述して。其の後なるものを補へるのみ。晉の荀勗に至りて。始めて四部に分ち。甲部は六藝小

學。乙部は諸子兵家術數。丙部は史記舊事。丁部は詩賦圖譜を收む。是れ四部の制の創る所にして。隋唐以下。皆此の號を襲ぐ。隋は四部を小別して。三十一類とし。唐は甲部經錄を易。書。詩。禮。樂。春秋。孝經。論語。織緯。經解。小學の十一類とし。乙部史錄を正史。編年。儒史。雜史。起居注。故事。職官。雜傳。儀注。刑法。目錄。譜牒。地理の十三類とし。丙部子錄を。儒家。道家。法家。名家。墨家。縱橫家。雜家。農家。小説。天文。曆算。兵書。五行。雜藝術。類書。明堂。脈經。醫術の十七類とす。丁部集錄を楚辭。別集。總集の三類と爲す。宋元明清亦大差あることなしと云へば。本朝の書目。亦宜しく之に倣ふべきが如し。然りと雖も。東西邦を異にし。彼此俗を殊にするを以て。其の述作の書。亦異なる能はず。故に經史子集の目。悉く之に倣ふを得ず。大串雪湖の公命を受くるや。參考斟酌。損益折衷して。更に新意を構へ。十二部八部の目を立て。内外の群籍を類別せり。十二部既に立ち。八部既に設けて。彰考館數十萬卷の書。悉く其所を得て。類例判明。部伍齊整。其の書を搜索するに當りて。恰漢中の物を探るが如し。故に二百年間。大典編修に任ずるもの。群書を役すること。良將の精兵に於るが如く。配置分合。縱橫馳騁。皆意の如くならざるはなし。書目の要。豈

彰考館函次目錄

大ならずや。雪湖の功。豈偉ならずや。凡九冊。已酉改正とあり。書函の順序によりて彙集せり。第一は乾兌離震。第二は巽坎艮坤。第三は子丑。第四は寅。第五は卯辰。第六は巳午未。第七は申。第八は酉戌亥なり。伊呂波目錄。函次目錄中の書名を。伊呂波四十七音に分類して。部目函號を明にし。檢出に便ならしむ。圖書の部七冊。西籍の部一冊あり。

彰考館副本目錄

一冊あり。閩本を收む。彰考館別本目錄。一冊あり。珍書を收む。尙古閣藏書目錄。五冊あり。江館書目に見ゆ。即ち文公尙古閣の書目なり。

潜龍閣藏書目錄

凡七冊。烈公潜龍閣の書目にて。十千五色を以て。内外の典籍を分類せり。附言。本書卷首。凡例を擧げて。分類せし所以を明にす。其の凡例。一曰。此書は。史館書目に由て作ると雖。彼は支を以て分ち。此は千を以て分ちたれば。其の目二を少くす。故に或は合せて一となし。或は此に取り彼に附けて。必しも相由らず。亦必しも相異にせず。一曰。甲部は。神祇。典を收む。凡後世辨說討論せし書も。亦之に従ふ。若夫祭供は人事なれば。祀典と異り。故に屬せず。一曰。乙部は。歴代の史記を收む。

潜龍閣函次目錄

凡七冊あり。書函の順序を記して。一は子丑。二は寅。三は卯辰巳。四

紀傳。志表。編年より。史論。軍記。物語の書。皆此目に従ふ。一曰。丙部は。朝廷の政記を收む。官位。叙任。車服。律令。禮樂。祭祀行事より。諸家の制度號令まで。皆之に従ふ。一曰。丁部は。即御遺訓。古文書世系。及一家一職の記録。所謂日記留牒の類。皆此に屬す。一曰。戊部は。皇朝の眞文辭。凡功の此にある者書法。假字造の類。皆之に收む。源氏物語は。辭を貴ぶものなれば。亦屬す。一曰。己部は。邦人の爲せる西土の文辭。所謂諸家の詩文。經說。史論等。訓誡警戒の書。凡此に關するもの。皆此目に入る。一曰。庚部は。天文。地理の書。陰陽。卜筮。勳農。播蒔。牛殖より。外國交接の書を收む。又泰西諸番の如き。別に其目を立つるに足らざる者。亦皆之に屬す。一曰。辛部は。技藝の書。兵家を以て首とす。醫。算。舞。諸書。蹴毬。香茶。諸器玩の書まで。此目に従ふ。世に行ふ所の種方。書札の類。亦屬す。眞蹟摺本の類。もと其書を貴べば。亦屬す。一曰。壬部は。政理。鑒戒。問見の諸記。其他三才究理。小學字母。節用集の如きも。皆此に屬す。一曰。癸部は。雜家の書。佛書異端より諸小説雜說の類。皆此目に従ふと。姑く此に附す。

潜龍閣類字書目

一冊。慶應元年成る。潜龍閣藏書を。伊呂波四十七音に分類せしものなり。

潜龍閣樂書目錄

一冊あり。贊天堂藏書目錄。一冊。贊天堂は。弘道館内醫學所の名なり。經解。明堂。診候。諸病。之を集む。其の書四百九十一部。三千七百餘冊あり。

江館書目

一冊あり。江戸彰考館の書籍目錄なり。御下本目錄。一冊。藩主座右の書を。直に彰考館に下したる。其の書目にて。書凡八函あり。

遺本類目錄

一冊。代々の藩主及世子等の遺書目錄なり。

神書目錄

一冊。威公の輒め玉ひし神道書は。今井有順。之を保管して。丸山可澄に傳ふ。享保二十年可澄更に書目を作る。即ち是なり。書凡一百二十九部あり。

本館新撰目錄

一冊。彰考館撰述の書籍目錄なり。附言。書中日本史舊紀傳の目錄を擧げて。本紀二十一冊。皇后紀。皇子傳各五冊。列傳七十冊。雜士傳一冊。諸女傳二冊。總目錄五冊とあり。是即ち日本史の初稿にして。義公の意に満たざるものなれども。姑く記して

参考に供す。

新寫本目錄

一冊あり。即ち彰考館新寫書目にて。其の新寫なるを知らず。又一冊。寛政三年の新寫書目にて。冊數張數及謄寫比較再校の人名をも記したり。

朱文恭遺書目錄

一冊。彰考館蔵する所。朱舜水の遺書目錄なり。

録外目錄

一冊あり。彰考館書目以外の館書目錄なり。一冊あり。記録二百二十八部の書目なり。

記録目錄

一冊。延享三年成る。諸記録一百五十八部の書目なり。

西遊齋歸目錄

一冊あり。立原東里。上國に遊びて。求め得たる書籍の目錄なり。

館本出所考

凡二冊。もとは新寫本年月出所考として一冊ありしを。更に淨寫せしものにて。彰考館本の出所を考へたるものなり。

古實本類字目錄

一冊あり。古實書の名を伊呂波四十首に分類せしものなり。

御休息所書物目錄

一冊。寛政三年成る。

天文曆算書總目錄

一冊あり。彰考館庫中の書目曆算書の目錄なり。

籌海秘書目錄

一冊。海防書類の目錄なり。

筆記目錄

一冊。藩府日記。御城書及諸帳簿の目錄なり。

家乘規聽目錄

一冊あり。江戸日記方にて作る。

日記有物目錄

一冊。水戸日記方にて作る。

御城所有物目錄

一冊。江戸御用部屋に於て之を作れり。

弘道館御下本目錄

一冊。藩主より直に弘道館に下したる書籍の目錄なり。

幕府献納書目

一冊。寛延三年。幕府より水戸家所蔵摺神家日記凡七十九部を謄寫して上るべきの命あり。明年十一月淨寫功成りて。一百二十二冊となし。之を上る此の書は即ち其の目錄なり。

献納書目

一冊。衆人より彰考館庫へ献納せし書籍目錄にして。寛政八年起り。慶應三年に終る。

金森本目錄

一冊。金森某。水戸家へ献納したる書籍の目錄にて。凡二百六十二部二百四十九冊あり。歌書最も多し。

小山田献納書目

一冊。小山田與清献本の目錄なり。其の書概稱して五萬巻と云ふ。

福田献納書籍目錄

一冊。茨城郡吉沼村福田三衛門の。彰考館へ献納せし圖書の目錄にて。凡三百四十二部一千冊あり。其の二百三十冊は岡崎止忠の遺書なり。

太田御殿献納本目錄

一冊。凡七十六部。二百十五冊あり。

北郡廳書目

一冊。北郡奉行所の藏書目錄にして。凡一百五十一部七百九十六冊あり。

益習館藏書目錄

一冊あり。分ちて經史子集と爲し。圖書四籍。凡四百七十八部四千餘冊あり。

敬業館藏書目錄

一冊あり。其の書凡三百六十六部にして。四千冊あり。

暇修館書籍目錄

一冊あり。部數三百八十一。冊數三千七百餘冊あり。

大子館書目

一冊あり。其の書三百七十九部にして。四千六百冊に餘れり。

附言。水滸天保リ治。弘道館の設けあるや。又別に郷學を建し。庶民を教ふるの所と爲す。其の郷學。多珂郡に置くを。暇修館と云ひ。大久保村に在り。久慈郡に置くを。益習館と云ひ。太田村に在り。大子館と云ひ。大子村に在り。那珂郡に置くを。時雍館と云ひ。野口村に在り。敬業館と云ひ。湊村に在り。水戸下市に在るを麗澤館と稱し。行方郡延方村に在るを延方館と呼ぶ。七館各學有る者延し。館主となし。以て教務に任す。又古今内外の典籍々蓄へて。學徒の誦讀に備ふるもの。四館の卷册既に上に擧ぐるが如し。之

彰考館圖書目錄

一冊。大正七年活刷成る。從來彰考館圖書目錄。神書目錄。御下本目錄。潜龍閣圖書目錄。各種目に分れたるを總合して。一書とせしものなれば。搜索に便なるは。言ふまでもなけれど。著者名等亂雜にして。彰考館書目としては。大に耻つべきもの無きに非ず。然れども。學術なき事務員等の集録なれば。亦止むを得ずとして。其の誤れるものは。姑く嘆目通過せられむことを要す。

附言。先師栗田栗里。嘗し余に語りて云ふ。大日本史志目中。既に藝文志を除外したれば。我が古書舊記の著者。卷數。眞偽。存亡。異名。別名。出所等を著すに由なし。されば。志表の刻了を待ち。大日本史引用書目を修正して。詳に記述する所あらむと欲す。子それ我が業を助けられよと。余因て河合傳次が藝文志稿を筆寫して。之を立原甚五郎の藝文殘篇に。添綴せしことありしが。當時志表の補訂に忙殺せられて。力を専

す。世の孝子順孫。徒に三尺の豊碑を樹て。空しく墓
地を飾のみを以て。父祖を顯揚せりと思ふこと勿れ。

らにする能はざりき。爾來三十年を経過して。今は引
用書目修正の時期を逸したり。故にせめては。彰考館
目を正して。引用書目の修正に代へむことを希ひし
に。其の書既に上に云へるが如し。遺憾窮りなし。
又言。寶曆以來。醫道を以て水戸侯に仕ふること。凡六
世。余不肖。其の家に生れて。其の術を知らず。況や
刀圭を執りて生死を方寸の中に決するの妙機に於てを
や。然りと雖も。余小より蠶魚堆中に埋首して。靜に
古を想ひ。今を考へて。忠邪淑慝。際至れば。筆鋒
を握り。硯池に臨み。直に天下の士を。活殺出入升黜
して。斷して疑なきに至りては。聊か得る所なきにし
も非ず。況や水戸一隅の人事を。褒貶を敗するに於て
や。余初め公事の暇を以て水藩の由來を考へ。實に
據りて直書し。事蹟の得失。人物の正邪。郡村の沿革
修史の始末。文籍の精粗。就きて。窮討博考。痛言極
論して。一書を勸成し。之々水戸通考と名づけて。六
世照姫の恩に答へむとせり。然りと雖も。韓子が所謂
史を爲す者。人禍のらすんば。天刑ありて。蹉跎轉軻
未だ其の志を果す能はず。僅に文籍考を草するも。其
の採録甚だ狭く。蒼海の一粟。九牛の一毛に過ぎざら
べし。水人若し父祖の著書を蓄へて。世に示さず。家
に秘するものあらば。其の書目なりとも。錄して余に
告げ給へ。余採りて書中に收め。以て萬世に傳へむと

水戸の文籍後言

健や頑陋。圓轉の才なく。滑脱の術めらす。事に莅みて。唯専心一意。他を顧るに暇めらす。是を以て。世人よく容らる
、能はざるが如し。明治壬午の歲。栗里先生の選を以て。始めて彰考館に入り。職官志の校訂に與り。相繼ぎて氏族禮樂
二志に及び。食貨志改稿の時に當りては。新に倉庫。簿帳。供御。封祿。山野。河海。莊園等の目を設けて。之を起草せ
り。神祇志吐殿。神官。齋服等の條。亦皆此の如し。當時其の餘力を以て三百餘部の古記を涉獵して。延喜以後明德以前
の詔勅符宣を輯めて。敕符纂二十五冊を編み。又奏解移牒等を纂めて。附録二十冊を加へ。又下文御教書下知狀裁許狀の
類を收めて。別録十五冊を加ふ。自ら信ず。延喜格以後。官府の公文。粗之を網羅せりと。陰陽志の修正に至りては。西
土天文五行二志の例を參考として。檢討小言あり。國郡志の改定に及びては。莊保考證を修めて。私に志文を補ふの意あ
りしも。當時館を退かざる可らざるの否運に遭ひ。僅に畿内五國を草して。四卷の稿本粗成れるのみ。是より先き。校志
の暇を以て。諸表の體裁を考へて。表目考あり。公卿表は。攝政。關白。太政大臣。左大臣。右大臣。内大臣。大納言。
中納言。參議とす。後准。臣即。儀同三司を加へて。又除く。國司表は。別に郡司を加へて。國郡司表と改め。國司は守
介掾目。郡司は大小領主政帳を列ね。年表を改め。開別表とせり。藏人檢非違使表は。初め藏人頭檢非違使別當のみ掲げ
しが。後栗里先生の意を承け。藏人は五位六位に及び。檢非違使は佐尉を加ふ。但藏人別當は。載否未定に屬し。檢非違
使志は。書に見ゆるもの寡きを以て。姑く之を闕けり。將軍僚屬表は。將軍。執權。政所執事。間注所執事。侍所別當。
六波羅。探題を標し。將軍の條に。大事記を載せ。政所執事の中に。評定引付二衆を加へ。別に守護地頭の目を立て。略
圖郡司表に准ず。皆其の書法を西土の諸表に考へて。之を寫生に口授して。以て起稿せり。此の他遠史皇族表に倣ひ。皇

編表を定められた。後之を廢し。史記秦楚之際月表に倣ひ。南北之際月表を草せむと欲して。未だ成らず。館を辭するの止むを得ざるに遇ふ。嗚呼余彰考館に在る凡十有五年。一朝辭し去りてより。館閣數十萬卷の書。之を見る能はず。十志の成功。之を見る能はず。五表の完成。之を見る能はずして。此の遺憾辭職に退かざる可らざるに至りしもの。天か將人か。天許茫茫測る可らず。人心幽玄窺ふ可らず。唯浩嘆に附して止まむのみ。今文籍考を修めて。終りに臨み。覺えず。往事を追懐して。贅言を加ふること此の如し。明治三十年。羽北秋田の客居に於て。之を識す。又言。今茲大正十一年。溯りて明治に至り。其の第三十年を回想すれば。春去秋來。既に二十五年所を経過して。前事茫然。殆ど隔世の感なきを得ず。嘗し未完を嘆せし莊保考證も。今は増補校訂を加へて。全四十四冊となり。勅符纂は。名を替へ形を變じて。蒐輯する所。一百五十餘冊に及べり。茲に於て。余竊に謂らく。運命の去來は。人為を以て。之を左右すべからずと。又文籍考の再刷は。余が期せざる所なりしに。頃者懸に刷出を乞ふ者あり。是れ亦時運の然らしむる所か。之に違ふは不祥なりと。聊か改訂を施し。其の厚意に答ふ。時に京郊西大久保に在り。重言。大正壬戌より。十二春秋を送迎して。今や前刷冊子は。殘存あることなく。再刷を希望する者續出せり。因りて今更に新補を企て。訂正を重んじ。題號を改めて。人目を新にす。其の刷出支費の如きは。篤志の諸君ありて。之を助け給ふと聞けば。前書の如き異常なる高價は食らざるべきを信す。昭和八年七月。那珂湊金陵觀に於て識す。

水戸の文籍考

昭和九年七月十日印刷
昭和九年七月十五日發行

特價壹圓參拾錢

著作者 清水正健

水戸市元山町五六六七

發行兼印刷者 笹川要雄

水戸市泉町一、一三三

印刷所 いはらき印刷所



發行所

水戸の學風普及會

茨城縣水戸市元山町五六六七

92
264



終